

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第48回）

秘密保持審査義務に反するか否かの判断

～中国国内で完成した発明の取り扱い～

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国で完成した発明について、外国に特許出願する場合、事前に国務院特許行政部門による秘密保持審査（以下、保密審査という）を受けなければならない（専利法第20条第1項（現行法第19条第1項））。そして、本規定に反した場合、そのペナルティとして外国に特許出願した発明の中国における特許出願に対しては特許権が付与されない（同条第4項）。

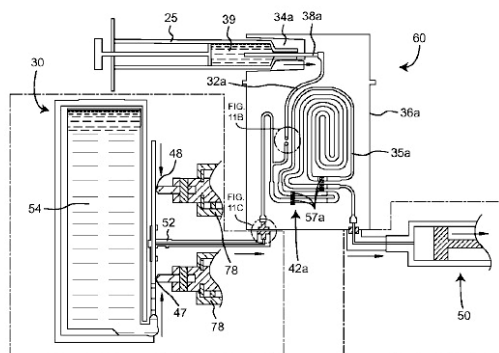
本事件では中国広東省におけるプロジェクトに関連する技術について、米国に先に特許出願され、その後中国にも特許出願され権利化されたが、本技術に係る発明が中国国内で完成した発明か否かが争点となった。

最高人民法院は、中国国内で完成した発明であることを証明するに足る証拠が存在しないとして、特許を有効と判断した北京知識産権法院判決¹を支持した²。

2. 背景

(1) 特許の内容

米国のEdan Diagnostics（以下、米国理某公司という）は、体外医療診断及びシステムと称する中国発明特許第201310322059.8（059特許）を所有している。059特許は、米国特許第9254489号（米国特許申請第13/707,510号、510号米国特許申請）の優先権を主張して2013年7月29日に中国に出願され、2015年10月14日に登録された。



1 北京知識産権法院2021年12月28日判決（2019）京73行初13605号

2 最高人民法院2024年3月14日判決（2022）最高法知行終255号